

一般社団法人群馬大学工業会 定款

目 次

第1章 総則	第5章 理事会等
第1条 名称	第30条 理事会の種類及び構成
第2条 主たる事務所の所在地	第31条 権限
第3条 支部	第32条 開催及び招集
第4条 目的	第33条 議長
第5条 公告方法	第34条 定足数
第6条 機関	第35条 決議
第2章 社員	第36条 理事会議事録
第7条 会員の種別及び社員	第37条 その他の会議体
第8条 入社	第6章 財産及び会計
第9条 会費の納入	第38条 事業年度
第10条 社員名簿	第39条 財産の構成
第11条 会員の資格喪失	第40条 財産の管理
第12条 退会	第41条 経費の支弁
第13条 除名	第42条 事業計画及び収支予算
第3章 役員	第43条 事業報告及び収支決算
第14条 役員の種類	第7章 雑則
第15条 役員の選任方法	第44条 事務局
第16条 役員の職務及び権限	第45条 帳票類備付け
第17条 役員の任期	第46条 委任
第18条 役員の解任	第8章 附則
第19条 役員の報酬	第47条 設立時社員の住所及び氏名
第20条 顧問	第48条 設立時役員
第4章 社員総会	第49条 最初の事業年度と事業計画 及び予算
第21条 種類	第50条 定款に定めのない事項
第22条 構成	
第23条 権限	
第24条 開催	
第25条 招集	
第26条 議長	
第27条 審議及び決議	
第28条 議決権の代理行使	
第29条 社員総会の議事録	

一般社団法人群馬大学工業会 定款

第1章 総則

第1条 (名 称)

当法人は、一般社団法人群馬大学工業会（以下、「本会」という）と称する。

第2条 (主たる事務所の所在地)

本会は、主たる事務所を群馬県桐生市に置く。

第3条 (支 部)

本会は、必要に応じて理事会の議決を得、必要の地に支部及び数支部を統括する連合支部を置く事ができる。各支部・連合支部は、各々独自に運営し活動する。

第4条 (目 的)

本会は、群馬大学理工学部及び同大学院理工学府（以下、「大学」という）における教育・学術研究活動、科学・技術調査研究、学生の勉学、国際交流等について支援を行うと共に、会員相互の親睦、交流、啓発、支援、その他会員に共通する利益と社会貢献を図りながら、もってわが国の科学技術及び学術文化の発展に寄与する事を目的とする。

2 本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦・交流と情報交換の促進及びその運営

(2) 会員保有の技術・知識・経験等の相互啓発と活用及び社会への貢献

(3) 会報等の刊行、会員名簿の整備と維持管理

(4) 工学部記念会館の資料整備と維持管理

(5) 大学の教育・学術研究活動・行事等に対する助成

(6) 科学・技術調査研究等の助成及び研究会、学術講演会、発表会等の開催

(7) 海外の大学及び学会との交流等教育研究上の国際交流の促進に対する助成

(8) 学生の勉学に対する助成

(9) 前各号の他、本会の目的達成に必要な事業に対する支援

3 本会は、本条 1 項の目的を達成するため、理事会の

議決を得て寄付金を募集することができ、又、付随的に収益事業を行うことができる。但し、定時社員総会への報告事項とする。

第5条 (公告方法)

本会の公告は、電子公告にて行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載してする。

第6条 (機 関)

本会は、本会の機関として社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

第7条 (会員の種別及び社員)

本会は、正会員、名誉会員及び賛助会員で構成され、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第 11 条第 1 項第 5 号等に規定する社員とする。

2 正会員とは以下の者をいう。

(1) 群馬大学理工学部及び同大学院理工学府在籍の在学生及び出身者

(2) 群馬大学工学部及び同大学院工学研究科在籍の在学生及び出身者

(3) 桐生高等染織学校、桐生高等工業学校、桐生工業専門学校、桐生商工専修学校及び群馬大学工業短期大学の出身者

(4) 前各号の本科、別科、選科又は専攻科に 1 年以上在学し、理事会の承認を受けた者

(5) 本条 2 項 (1) 号、(2) 号、(3) 号の資格を有さない本条 2 項 (1) 号、(2) 号の各学部、大学院の現職教員及び旧教官並びに本条 2 項 (3) 号の各学校、学部の旧教官

(6) 本条 2 項 (1) 号、(2) 号、(3) 号における現旧職員。但し、理事会の承認を受けた者

3 名誉会員とは以下の者をいう。

本会または母校に功労ある者で、理事会で推薦され定時社員総会で承認された者

4 賛助会員とは以下の者をいう。

本会の目的、事業に賛成する個人または法人であって、理事会で承認された者または法人

第8条 (入 社)

平成23年6月25日開催予定の臨時社員総会後に正会員となるには、入会申込書(類似書類を含む)により入会の申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

第9条 (会費の納入)

正会員は、総会にて別途定める会費規程に基づき会費を納めるものとする。本条の会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

第10条 (社員名簿)

本会は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 本会の会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は会員が本会に通知した居所あてに行うものとする。

第11条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。資格喪失に伴い、既納入の会費その他の本会に対するすべての権利を失うが、未履行の義務は原則として免れない。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 本会が解散したとき

第12条 (退 会)

会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を理事長に提出しなければならない。

第13条 (除 名)

会員の除名は、正当な事由がある時に限り、社員総会の決議によってする事ができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるも

のとする。但し、対象会員には、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるものとする。

第3章 役 員

第14条 (役員の種類)

本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 代表理事 (理事長) | 1名 |
| (2) 副理事長 | 5名以内 |
| (3) 常務理事 | 1名以内 |
| (4) 常任理事 | 15名以内 |
| (5) 理事 | 20名以上35名以内 |

(理事長、副理事長、常務理事、常任理事を含む)

- | | |
|--------|----|
| (6) 監事 | 2名 |
|--------|----|

第15条 (役員の選任方法)

本会の理事長、副理事長、常務理事及び常任理事は、理事会で理事の過半数の議決で選任する。

2 本会の理事及び監事の選任は、社員総会において出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

第16条 (役員の職務及び権限)

理事長は法人法上の代表理事とし、会務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故や支障あるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行する。また、理事長の委任を受け専門委員会を設置し、本会事業の会務を分掌しその運営・執行にあたる。

(「会務の分掌」 総務、会計・財務、事業、工業会振興、会報、他)

3 常務理事は理事長及び副理事長を補佐し、委任または支障あるときは代弁する。また、事務局を統括し、本会常務を処理する。

4 常任理事は、理事会及び常任理事会の定めに応じて本会業務を分担し執行する。

5 理事は、理事会を構成し、本会の業務執行を決定し、その定めに応じて本会業務を分担処理する。

6 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況の監査
- (2) 本会の業務及び財産状況の監査

(3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは理事会に報告する。必要があると認めるときは、理事長に対して理事会開催を請求し、その開催通知が2週間以上遅延する場合は、直接理事会を招集できる。

第17条 (役員任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事の補欠としてまたは増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 補欠により選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

5 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第18条 (役員解任)

理事は、社員総会の決議により解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数決をもって行わなければならない。

第19条 (役員報酬)

役員は無報酬とする。但し、常勤役員に報酬を支給でき、役員にはその費用を弁済できる。

第20条 (顧問)

本会に若干名の顧問を置く。顧問は理事会の同意を得て、正会員のうちから理事長が委嘱する。

2 顧問は理事長の諮問に意見具申し、要請された会議に出席し意見を述べることができる。

3 顧問の委嘱期間は2年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 社員総会

第21条 (種類)

本会の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種類とする。

第22条 (構成)

社員総会は正会員をもって構成する。正会員は、1人1議決権を有する。

第23条 (権限)

定時社員総会は、この定款に規定するものの他、本会の運営に関する重要な事項を決定するものとし、個々の社員総会においては、第24条2項2号の書面に記載の目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

第24条 (開催)

定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認め、理事会が開催を議決したとき

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的事項及び召集の理由記載の書面による開催請求があったとき

第25条 (招集)

社員総会は、理事会の議決にもとづき理事長がこれを招集する。

2 理事長は、前条2項2号の場合、請求日より6週間以内に臨時社員総会を開催するものとする。

3 社員総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、開会の日2週間前までに正会員に対し書面又は電磁的方法で通知しなければならない。但し、その後、付議事項が生じたとき理事長は、総会の議に付することができる。

第26条 (議長)

社員総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

第27条 (審議及び決議)

定時社員総会は、次の各号に掲げる議事事項を審議し

決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算報告
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (4) 関連規程類の改廃
- (5) 理事及び監事の選任
- (6) その他の重要事項

2 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数の決議をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

第28条（議決権の代理行使）

正会員は、本会の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第29条（社員総会の議事録）

社員総会の議事につき、下記等の法令に定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時、場所、会議の目的事項
- (2) 正会員総数、出席正会員数（代理人を含む）
- (3) 議事の経過概要、審議事項及び決議事項
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及び出席正会員の内から選出された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。議事録は10年間、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 理事会等

第30条（理事会の種類及び構成）

本会に、理事会を置く。理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とし、全ての理事をもって構成する。監事、顧問は出席し、意見を述べる事ができる。理事は、1人1議決権を有する。

第31条（権限）

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的並びに審議事項

- (2) 社員総会で決議した事項の執行に関する事項
- (3) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- (4) その他、重要な事業の執行に関する事項

第32条（開催及び招集）

理事長が必要と認めるとき開催する。（通常理事会）

2 理事からの書面による開催請求があったとき開催する。（臨時理事会）この場合、請求の日から15日以内に開催されるものとする。

3 理事会への招集にあたっては、開催日の1週間前までに会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を、各理事及び各監事に送付するものとする。

第33条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第34条（定足数）

理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席により成立する。

第35条（決議）

理事会の決議は、出席理事の過半数をもってこれを決する。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものと見なす。

第36条（理事会議事録）

理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長、出席理事及び監事の全員が署名または記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第37条（その他の会議体）

理事長は、円滑な法人運営と事業執行を図るため次の会議体を適宜招集し、懸案・緊急事項を審議のうえ解決する事ができる。尚、その運営は第32条、第33条、34条及び第35条を準用する。

- (1) 常任理事会 : 常任理事以上で構成する。
- (2) 正副理事長会 : 副理事長以上で構成する。

2 本条1項会議体の審議事項の執行において、重要事

項は理事会への報告と承認を必要とする。

第6章 財産及び会計

第38条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第39条 (財産の構成)

本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載させた財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

第40条 (財産の管理)

本会の財産は理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決にもとづき別に定める。

第41条 (経費の支弁)

本会の経費は、財産をもって支弁する。

第42条 (事業計画及び収支予算)

本会の事業計画及び収支予算は理事長が作成し、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合は、軽微なものを除き同様とする。

2 予算成立の日までは、前年度の予算に準じ収入し、または支出する事ができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第43条 (事業報告及び収支決算)

理事長は、毎事業年度終了後下記本会事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書）を作成し、計算書類は附属明細書と共に監事の監査（法人法第124条第1項）を受け、かつ理事会の承認（同条第3項）を事業報告書と共に得て、監事作成の監査報告書を添付の上、定時社員総会へ提出し承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) 附属明細書

2 本会は、各事業年度に係わる貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにその附属明細書（監事作成の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 雑則

第44条 (事務局)

本会事務処理のため事務局を置き、理事長が任命した事務長その他の職員を配置する。

2 前項の事務分掌、給与・諸経費等は理事長が決定する。給与・諸経費等は収支予算に計上し定時社員総会の議決をうける。

第45条 (帳票類備付け)

法令で定められた書類・帳票類は、閲覧できる体制で主たる事務所に備え置くものとする。

第46条 (委 任)

この定款の施行に関し必要事項が発生した場合は、理事長が理事会の議決を経て別途定める。

第8章 附 則

第47条 (設立時社員の住所及び氏名)

本会の設立時社員の住所及び氏名は、次の通りである。

「設立時社員」

- | | |
|-------------------------|--------|
| 1 栃木県佐野市天神町810番地31 | 戸叶 常雄 |
| 2 埼玉県さいたま市緑区東大門3丁目11番地7 | 金子 祐正 |
| 3 群馬県桐生市梅田町4丁目乙450番地 | 中島 恒一 |
| 4 神奈川県厚木市妻田北3丁目4番34号 | 関根 範明 |
| 5 群馬県桐生市菱町2丁目3520番地の3 | 小松原 健夫 |
| 6 群馬県桐生市相生町5丁目102番地の19 | 齊藤 勝男 |

第48条 (設立時役員)

本会の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次の通りとする。

「設立時理事」

- | | |
|---------------|----------------|
| 理事(副理事長) 金子祐正 | 理事(副理事長) 中島恒一 |
| 理事(副理事長) 関根範明 | 理事(副理事長) 小松原健夫 |

理事(副理事長) 齊藤勝男 理事(常務理事) 横山昭
 理事(常任理事) 貫井浩 理事(常任理事) 石原悦壽
 理事(常任理事) 田中鍾八郎 理事(常任理事) 栗原優
 理事(常任理事) 三上忠男 理事(常任理事) 石川正樹
 理事(常任理事) 坂本功 理事(常任理事) 新井博夫
 理事(常任理事) 飛田成史 理事 寺内治男
 理事 岸弘夫 理事 田中義弘 理事 小此木章一
 理事 近藤眞啓 理事 井出正 理事 布河谷源治
 理事 塚越健 理事 吉田宣子 理事 木村光
 理事 久米原宏之 理事 福地正之 理事 篠崎雅継
 理事 宮村賢一 理事 月田均 理事 彦部篤夫
 理事 佐羽宏之 理事 周藤澄男

「設立時監事」

小保方富夫 金子真知子

「設立時代表理事」

(理事長) 栃木県佐野市天神町810番地31 戸叶常雄

第49条 (最初の事業年度と事業計画及び予算)

本会最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず法人成立の日から平成24年3月31日までとし、本会設立初年度の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず平成23年6月25日開催予定の臨時社員総会の定めるところによる。

第50条 (定款に定めのない事項)

この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人群馬大学工業会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名の上、押印する。

平成23年3月12日

設立時社員

戸叶 常雄



設立時社員

金子 祐正



設立時社員

中島 恒一



設立時社員

関根 範明



設立時社員

小松原 健夫



設立時社員

齊藤 勝男



(改定履歴)

- (1) H29.7.29. 第4条1項語句修正、第7条2項(1)号新設、(5)号及び(6)号語句修正